

保医発0415第1号
平成25年4月15日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

DPC対象病院におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法の一部を定める件」（平成24年厚生労働省告示第76号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245データ提出加算については、定められた期日までにデータの提出がされず、データ提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた病院は、当該月の翌々月において当該加算が算定できることとされているところである。

今般、以下の病院において、平成25年3月22日に提出すべき平成24年4月分から平成24年12月分のDPCデータの提出に遅延等が認められたため、平成25年5月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いについて遺漏のないよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

病院名	適用期間
社会医療法人社団カレスサッポロ時計台記念病院 北海道札幌市中央区北1条東1丁目2番3号	
医療法人武藏野総合病院 埼玉県川越市大袋新田977-9	平成25年5月1日から
せんぽ東京高輪病院 東京都港区高輪3丁目10番11号	平成25年5月31日まで
医療法人社団けいせい会東京北部病院 東京都足立区江北六丁目24番6号	



病院名	適用期間
立川相互病院 東京都立川市錦町1-16-15	
医療法人社団明芳会横浜新都市脳神経外科病院 神奈川県横浜市青葉区荏田町433	
市立池田病院 大阪府池田市城南3丁目1番18号	平成25年5月1日から 平成25年5月31日まで
松下記念病院 大阪府守口市外島町5-55	
南部病院 宮崎県宮崎市大字恒久891番地14	